

労働者保護ルールの堅持を求める意見書

我が国は、働く者のうち約9割が雇用関係のもとで働く「雇用社会」です。この「雇用社会日本」の主人公である雇用労働者が、安定的な雇用と公正な処遇のもとで安心して働くことができる環境を整備することが、デフレからの脱却、ひいては日本経済・社会の持続的な成長のために必要です。

また、政府内の一部の会議体の議論は、労働者保護ルールそのものにとどまらず労働政策に係る基本方針の策定のあり方にも及んでおり、労使の利害調整の枠を超えた総理主導の仕組みを創設することも提言されています。雇用・労働政策は、ILOの三者構成原則に基づき労働政策審議会において議論すべきであります。

よって、政府（国）におかれては、こうした現状に鑑み、次の事項を実現するよう強く要望します。

1. いわゆる「解雇の金銭解決制度」や、「限定正社員」制度の普及、長時間労働を誘発するおそれのある「ホワイトカラー・イグゼンプション」の導入などは、労働者保護ルールの堅持を基本になされること。
2. 低賃金や低処遇のままの派遣労働の拡大につながりかねない法改正ではなく、派遣労働者のより安定した直接雇用への誘導と処遇改善に向けた法改正を行うべきこと。
3. 雇用・労働政策に係る議論はILOの三者構成主義にのっとり、労働者代表委員、使用者代表委員、公益委員で構成される労働政策審議会で行われるべきであること。

上記のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

2014年（平成26年）3月19日

福山市議会

(提出先)

内閣総理大臣

厚生労働大臣

内閣府特命担当大臣

(経済財政政策)

内閣府特命担当大臣

(規制改革)

衆議院議長

参議院議長